

「電子帳簿保存法改正における宥恕措置について」

電子帳簿保存法に関して、令和 3 年度税制改正において電子取引データ保存について出力書面などの保存をもって代える措置が廃止されましたが、令和 3 年 12 月 27 日に公布された改正省令を受け、その円滑な移行を図る観点から、令和 5 年 12 月 31 日までにを行う電子取引については引き続き出力書面による保存を可能とする宥恕措置を整備することとされています。

令和 5 年 12 月 31 日までに電子取引データ保存について電子データで保存する体制構築を進めてください。

●電子取引データの保存方法について

・対応が必要となる書類

電子データで送信または受け取った請求書・領収書・契約書・見積書
インターネットサイトで物品購入したメール等
公共料金・クレジットカードの WEB 明細
電子決済サービスの WEB 明細
ペーパーレス化された FAX など

・保存方法

- ①改ざん防止のための措置をとる（「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」または「改ざん防止のための事務処理規定を定めて守る」）
- ②「日付・金額・取引先」で検索できるようにする（専用のシステムでなくても、「索引簿を作成する方法」「規則的なファイル名を設定する方法」でも対応可能）
- ③ディスプレイ・プリンタなどを備え付ける

●お問い合わせ先

明和町商工会 TEL：0596-52-5235

●参考資料

・電子取引データ保存に関するパンフレット

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0021011-068.pdf>

・12 月 27 日付の開始江省令等の趣旨説明について

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/031227/pdf/02.pdf>

・一問一答 (Q&A)

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf